

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護員養成研修実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項の規定に基づき、山梨県（以下「県」という。）又は県が指定する事業者が行う<u>介護員養成研修</u>（以下「<u>研修</u>」という。）の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者・<u>生活援助従事者</u>研修関係）（平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p><u>(研修の課程)</u></p> <p>第2条 <u>研修の課程は、施行規則第22条の23に定める介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。</u></p> <p>(研修の目的)</p> <p>第3条 介護職員初任者研修<u>課程</u>は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とする。</p> <p><u>2 生活援助従事者研修課程は、生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得することを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>山梨県介護職員初任者研修実施要綱</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項の規定に基づき、山梨県（以下「県」という。）又は県が指定する事業者が行う<u>研修</u>（以下「<u>介護職員初任者研修</u>」という。）の実施について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者<u> </u>研修関係）（平成24年3月28日付老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「取扱細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(研修の目的)</p> <p>第2条 介護職員初任者研修<u> </u>は、介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行えるようにすることを目的とする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(実施主体)</p> <p>第4条 <u>研修</u>の実施主体（以下「実施主体」という。）は、県又は知事が指定した事業者（以下「事業者」という。）とする。</p> <p>(受講対象者)</p> <p>第5条 <u>介護職員初任者研修課程</u>の受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。</p> <p><u>2 生活援助従事者研修課程の受講対象者は、生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。</u></p> <p>(受講決定)</p> <p>第6条 <u>研修</u>を受講する者の決定は、それぞれの研修の実施主体が行う。</p> <p>(研修科目等)</p> <p>第7条 厚生労働大臣が定める基準及び取扱細則の規定に基づき、研修科目及び研修時間数は別表1「<u>研修カリキュラム</u>」の<u>内容以上のもの</u>とする。</p> <p>2 <u>次の各号に掲げる者</u>については、別紙1「<u>科目免除の取扱い</u>」に定める基準により研修時間の一部を免除することができる。</p> <p><u>(1) 介護業務に従事した経験のある者</u></p> <p><u>(2) 生活援助従事者研修課程を修了した者</u></p> <p><u>(3) 入門的研修(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するものをいう。)を修了した者</u></p>	<p>(実施主体)</p> <p>第3条 <u>介護職員初任者研修</u>の実施主体（以下「実施主体」という。）は、県又は知事が指定した者（以下「事業者」という。）とする。</p> <p>(受講対象者)</p> <p>第4条 _____受講対象者は、訪問介護事業に従事しようとする者又は在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。</p> <p>_____</p> <p>(受講決定)</p> <p>第5条 <u>介護職員初任者研修</u>を受講する者の決定は、それぞれの研修の実施主体が行う。</p> <p>(研修科目等)</p> <p>第6条 厚生労働大臣が定める基準及び取扱細則の規定に基づき、研修科目及び研修時間数は別表1「<u>研修科目</u>」の<u>とおりの</u>とする。</p> <p>2 <u>介護業務に従事した経験のある者</u>については、別紙1「<u>免除科目及び時間</u>」に定める基準により研修時間の一部を免除することができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>(4) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。）を修了した者</u></p> <p><u>(5) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。）を修了した者</u></p> <p>(研修の目標、評価及び内容)</p> <p>第8条 研修における各科目の目標、評価及び内容は、別紙2「<u>介護員養成研修</u>」における目標、評価の指針」によるものとする。</p> <p>(研修の方法)</p> <p>第9条 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、その一部において実習を活用することができるものとする。</p> <p>2 実習を行うにあたって必要な事項は、別紙3「実習の取扱い」に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>研修の一部は、</u> <u>通信の方法によって実施することができるものとし、科目ごとの通信学習の上限時間は別表2「通信学習の時間数」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な通信学習の教材及び適切な方法により、指導及び評価を行わなければならない。</u></p> <p>(講師の要件)</p> <p>第10条 研修の講師は各科目を担当するのにふさわしい知識及び技術を有する者とし、具体的には別紙4「講師の取扱い」に定める要件を満たす者とする。</p>	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(研修の目標、評価及び内容)</p> <p>第7条 研修における各科目の目標、評価及び内容は、別紙2「<u>介護職員初任者研修</u>」における目標、評価の指針」によるものとする。</p> <p>(研修の方法)</p> <p>第8条 研修は、講義及び演習により行い、講義と演習を一体的に行うものとする。ただし、その一部において実習を活用することができるものとする。</p> <p>2 実習を行うにあたって必要な事項は、別紙3「実習の取扱い」に定めるとおりとする。</p> <p>3 <u>全130時間のうち、研修科目ごとの上限を超えない範囲で最大40.5時間については</u>通信の方法によって実施することができるものとし、科目ごとの通信学習の上限時間は別表2「通信学習の時間数」のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な通信学習の教材及び適切な方法により、指導及び評価を行わなければならない。</p> <p>(講師の要件)</p> <p>第9条 研修の講師は、各科目を担当するのにふさわしい知識及び技術を有する者とし、具体的には別紙4「講師の取扱い」に定める要件を満たす者とする。</p>

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>2 研修の講師は、考え方や内容の偏りがないう、科目ごとに適切に配置しなければならない。</p> <p>(修了証明書の交付)</p> <p>第11条 実施主体は、全ての研修科目を履修した者であって、介護技術の習得が評価され、かつ、<u> </u>筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えた者に対して、研修を修了した旨を記載した修了証明書を交付しなければならない。</p> <p>(名簿の管理)</p> <p>第12条 事業者は、修了証明書を交付した者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、住所、生年月日等を記載した交付名簿その他必要書類を適正に管理するとともに知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、県が実施した研修修了者の名簿及び事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。</p> <p>(研修の修了者とみなす者)</p> <p>第13条 次<u>の各号</u>に掲げる者は、介護職員初任者研修<u>課程</u>の修了者とみなす。</p> <p>(1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程を修了した者</p> <p>(2) 看護師又は准看護師の資格を有する者</p> <p>(3) 実務者研修（介護福祉士試験の受験要件として、6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修をいう。）を修了した者</p>	<p>2 研修の講師は、考え方や内容の偏りがないう、科目ごとに適切に配置しなければならない。</p> <p>(修了証明書の交付)</p> <p>第10条 実施主体は、全ての研修科目を履修した者であって、介護技術の習得が評価され、かつ、<u>1時間以上</u>の筆記試験による修了評価の結果が所定の水準を超えた者に対して、研修を修了した旨を記載した修了証明書を交付しなければならない。</p> <p>(名簿の管理)</p> <p>第11条 事業者は、修了証明書を交付した者の修了証明書番号、修了年月日、氏名、住所、生年月日等を記載した交付名簿その他必要書類を適正に管理するとともに知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、県が実施した研修修了者の名簿及び事業者から提出された名簿を適正に管理するものとする。</p> <p>(研修の修了者とみなす者)</p> <p>第12条 次<u> </u>に掲げる者は、介護職員初任者研修<u> </u>の修了者とみなす。</p> <p>(1) 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の施行規則第22条の23に規定する介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級課程及び訪問介護員養成研修2級課程を修了した者</p> <p>(2) 看護師又は准看護師の資格を有する者</p> <p>(3) 実務者研修（介護福祉士試験の受験要件として、6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための研修をいう。）を修了した者</p>

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(4) ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成3年11月13日適用）及び山梨県ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成8年4月1日適用）に基づく1級課程又は2級課程を修了した者</p> <p>(5) 家庭奉仕員講習会推進事業について（昭和62年6月26日社老第84号社会局長、児童家庭局長連名通知）に基づく家庭奉仕員講習会を修了した者、又は家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年9月8日社老第100号社会局老人福祉課長、社会局更生課長、児童家庭局障害福祉課長連名通知）に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で、介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業（以下「老人居宅介護等事業」という。）に1年以上従事した経験を有する者</p> <p>(6) 昭和57年以前に家庭奉仕員として老人居宅介護等事業に1年以上従事した経験を有する者</p> <p><u>2 次の各号に掲げる者は、生活援助従事者研修課程の修了者とみなす。</u></p> <p><u>(1) 前項の各号に定める者</u></p> <p><u>(2) 介護職員初任者研修課程を修了した者</u></p> <p>(研修を修了したとみなす証明書の交付)</p> <p>第14条 知事は、前条第1項各号及び第2項各号に掲げる者から各課程の修了者とみなす証明書の交付の申請があったときは、<u>修了証明書（様式1）</u>を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請は、修了証明書交付申請書（様式2）に資格等を証明する書類を添付して行うものとする。</p> <p>(情報の公表)</p>	<p>(4) ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成3年11月13日適用）及び山梨県ホームヘルパー養成研修事業実施要綱（平成8年4月1日適用）に基づく1級課程又は2級課程を修了した者</p> <p>(5) 家庭奉仕員講習会推進事業について（昭和62年6月26日社老第84号社会局長、児童家庭局長連名通知）に基づく家庭奉仕員講習会を修了した者、又は家庭奉仕員の採用時研修について（昭和57年9月8日社老第100号社会局老人福祉課長、社会局更生課長、児童家庭局障害福祉課長連名通知）に基づく家庭奉仕員採用時研修を修了した者で、介護保険法施行法第20条の規定による改正前の老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業（以下「老人居宅介護等事業」という。）に1年以上従事した経験を有する者</p> <p>(6) 昭和57年以前に家庭奉仕員として老人居宅介護等事業に1年以上従事した経験を有する者</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(研修を修了したとみなす証明書の交付)</p> <p>第13条 知事は、前条に掲げる者から<u>介護職員初任者研修</u>の修了者とみなす証明書の交付の申請があったときは、<u>様式1による証明書</u>を交付するものとする。</p> <p>2 前項の申請は、修了証明書交付申請書（様式2）に資格等を証明する書類を添付して行うものとする。</p> <p>(情報の公表)</p>

山梨県介護職員初任者研修実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第15条 事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や介護サービス等の事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別表3「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などで公表することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。</p> <p>2 知事は、事業者による情報の公表が適切に行われているか、また、<u>事業者</u>の実態と公表内容とに齟齬がないかを定期的に確認する。</p> <p>（その他）</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、<u>事業者</u>の指定に関する事項その他研修の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第14条 事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（シラバス、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や介護サービス等の事業者（研修修了者の雇用者）からの評価等の情報項目（別表3「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などで公表することにより、事業者の質の比較、受講者等による事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。</p> <p>2 知事は、事業者による情報の公表が適切に行われているか、また、<u>研修事業者</u>の実態と公表内容とに齟齬がないかを定期的に確認する。</p> <p>（その他）</p> <p>第15条 この要綱に定めるもののほか、<u>研修事業者</u>の指定に関する事項その他研修の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>